

様式1

事業報告書

(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人幸伸会 ~~すぎはら眼科~~ 循環器科内科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 岡山県倉敷市茶屋町751番地1
注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成13年 3月 2日
- (4) 設立登記年月日 平成13年 3月12日
- (5) 役員及び評議員 該当なし
注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	すぎはら眼科・循環器科内科	岡山県倉敷市茶屋町751番地1	一般病床 4床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務） 該当なし

(3) 収益業務（社会医療法人または特別医療法人が行うことができる業務） 該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 2月13日 令和3年度決算の承認

令和4年12月19日 令和5年度の事業計画及び予算の承認

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設 該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容 該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) その他 該当なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式2

法人名 医療法人幸伸会すげはら眼科・循環器科内科
 所在地 岡山県倉敷市茶屋町751番地1

財産目録
 (令和4年12月31日現在)

1. 資産額	732,776千円
2. 負債額	493,473千円
3. 純資産額	239,303千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	324,551
B 固定資産	408,225
C 資産合計 (A+B)	732,776
D 負債合計	493,473
E 純資産 (C-D)	239,303

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-4

法人名 医療法人幸伸会 ~~すげはら眼科・循環器科内科~~
 所在地 岡山県倉敷市茶屋町 751 番地 1

貸 借 対 照 表
 (令和4年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	324,551	I 流動負債	437,731
II 固定資産	408,225	II 固定負債	55,742
1 有形固定資産	403,517		
2 無形固定資産	1,424	負債合計	493,473
3 その他の資産	3,284		
純 資 産 の 部			
科 目	金 額		
I 資本金	5,000		
II 資本剰余金	0		
III 利益剰余金	234,303		
IV 評価・換算差額等	0		
純資産合計	239,303		
資産合計	732,776	負債・純資産合計	732,776

様式4-2

法人名 医療法人幸伸会 ~~さぎはら眼科・循環器科内科~~
 所在地 岡山県倉敷市茶屋町751番地1

損益計算書
 (自令和4年1月1日 至令和4年12月31日)
 (単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	463,704
2 事業費用	377,719
本来業務事業利益	85,985
II 事業外収益	37,897
III 事業外費用	299
経常利益	123,583
税引前当期純利益	123,583
法人税等	34,425
当期純利益	89,158

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人幸伸会すぎはら眼科・循環器科内科

理事長 杉原雄策 殿

私(注1)は、医療法人幸伸会すぎはら眼科・循環器科内科の令和4会計年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 2月 5日

医療法人幸伸会すぎはら眼科・循環器科内科

監事 杉原弥香

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。